

# あきた

発行所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号  
秋田市総務部文書法制課  
電話 018-888-5427

印刷所 秋田市旭北錦町 3 番 50 号  
株式会社 三戸印刷所  
電話 018-823-5351

## 目 次

### 条 例

○秋田市手数料条例の一部を改正する条例（第54号）…………… 1

### 規 則

○秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（第24号）…………… 1  
○秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（第25号）…………… 2

### 告 示

○差押解除通知書の公示送達について（第233号）…………… 2  
○指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第234号）…………… 2  
○指定居宅介護支援事業者の廃止について（第235号）…………… 2  
○指定居宅介護支援事業者の廃止について（第236号）…………… 2  
○介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、変更および休止について（第237号）…………… 2  
○医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定および変更について（第238号）…………… 3  
○医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の指定および変更について（第239号）…………… 3  
○災害対策基本法に基づく指定避難所の指定の取消しについて（第240号）…………… 3  
○災害対策基本法に基づく指定避難所の指定について（第241号）…………… 3  
○自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第242号）…………… 3  
○令和 3 年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について（第243号）…………… 4  
○令和 3 年度後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について（第244号）…………… 4  
○令和 2 年度および令和 3 年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第245号）…………… 4  
○秋田市立千秋美術館企画展覧会の前売観覧券の販売および前売観覧券販売に係る収入金の徴収事務の委託について（第246号）…………… 4  
○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について（第247号）…………… 4  
○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第248号）…………… 4  
○平成30年度分、令和元年度分、令和 2 年度分および令和 3 年度

分市税督促状の公示送達について（第249号）…………… 5  
○秋田市議会定例会の招集について（第250号）…………… 5

### 教 委 告 示

○教育委員会定例会の招集について（第13号）…………… 5

### 農 委 告 示

○農業委員会総会の招集について（第 8 号）…………… 5

### 上 下 水 道 局 告 示

○指定排水設備工事業者の指定について（第13号）…………… 5

### 公 告

○許可した開発行為に関する工事の完了について…………… 5  
○許可した開発行為に関する工事の完了について…………… 5  
○許可した開発行為に関する工事の完了について…………… 5  
○公共交通網再編に向けたビッグデータ導入作業の公募型コンペの実施について…………… 6  
○許可した開発行為に関する工事の完了について…………… 6  
○建築基準法による道路の指定の廃止について…………… 7  
○許可した開発行為に関する工事の完了について…………… 7  
○農用地利用集積計画の策定について…………… 7  
○業務委託に係る公募型指名競争入札について…………… 7  
○修繕に係る公募型指名競争入札について…………… 8

## 条 例

秋田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 8 月 31 日

秋田市長 穂 積 志

### 秋田市条例第54号

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第15号を削り、同表第14号の 2 を同表第15号とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

## 規 則

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 3 年 8 月 25 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第24号

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年秋田市条例第31号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和3年10月1日とする。

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和3年8月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第25号

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例（令和3年秋田市条例第32号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行期日は、令和3年10月1日とする。

告 示

秋田市告示第233号

次の差押解除通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき公示送達する。

なお、当該差押解除通知書は、企画財政部特別滞納整理課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年8月3日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
住所 東京都渋谷区恵比寿一丁目18番5号
氏名 株式会社ティ・アイ・ケイ
2 送達する書類
差押解除通知書 1通

秋田市告示第234号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

令和3年8月3日

秋田市長 穂 積 志

Table with 5 columns: 事業者の名称, 事業所の名称, 事業所の所在地, 指定の年月日, サービスの種類. Rows include 株式会社フォーエバー and 合同会社訪問看護ステーションシェアハート.

秋田市告示第235号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定により告示する。

令和3年8月3日

秋田市長 穂 積 志

Table with 5 columns: 事業者の名称, 事業所の名称, 事業所の所在地, 廃止の年月日, サービスの種類. Row: 合同会社春風, 春風ケアプラン秋田.

秋田市告示第236号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定により告示する。

令和3年8月5日

秋田市長 穂 積 志

Table with 5 columns: 事業者の名称, 事業所の名称, 事業所の所在地, 廃止の年月日, サービスの種類. Row: 株式会社レヴァレンス, 在宅サービスステーションライフサービス秋田.

秋田市告示第237号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および休止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年8月10日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

Table with 3 columns: 事業所名称, 所在地, 指定年月日. Rows: 訪問看護ステーションシェアハート, 佐野薬局広面樋ノ上店.

2 変更

Table with 3 columns: 事業所名称, 所在地, 変更年月日. Row: 彩の風訪問看護ステーション.

新 秋田市川尻上野町1番56号

3 休止

事業所名称	所在地	休 止 年月日
やさしい手秋田 ももさだ	秋田市川元むつみ町7番13号	令和3年 7月31日

秋田市告示第238号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および変更したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年8月10日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指 定 年月日
ひろおもて耳鼻 咽喉科クリニック	秋田市広面字樋ノ上11番地	令和3年 8月1日
佐野薬局広面樋 ノ上店	秋田市広面字樋ノ上11番地	令和3年 8月1日

2 変更

事業所名称	所在地	変 更 年月日
彩の風訪問看護 ステーション	旧 秋田市牛島東三丁目9番7 号 アルカサール城南101 号室	令和3年 7月15日
	新 秋田市川尻上野町1番56号	

秋田市告示第239号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定および変更したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年8月10日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年月日
籾内 裕之	株式会社ウエル ケア秋田	秋田市外旭川字神 田112番地	令和3年 8月1日
沢石 早希	株式会社ウエル ケア秋田	秋田市外旭川字神 田112番地	令和3年 8月1日
高橋 道弘	（出張専業）	（出張専業）	令和3年 8月1日

2 変更

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	変 更 年月日
加藤 洋平	旧 スッキリ本 舗 はり・ きゅう秋田 中央整骨院	秋田市広面字小沼 古川端441番地	令和3年 7月1日
	新 かとう整骨 院	秋田市東通仲町9 番5号	

秋田市告示第240号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第2項の規定に基づき、指定避難所の指定を次のとおり取り消したので、同項の規定により告示する。

令和3年8月12日

秋田市長 穂 積 志

指定避難所

- 名称  
秋田和洋女子高等学校体育館
- 所在地  
秋田市千秋明德町2番26号
- 収容人数  
428人

秋田市告示第241号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定に基づき、指定避難所を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年8月12日

秋田市長 穂 積 志

指定避難所

- 名称  
秋田令和高等学校体育館
- 所在地  
秋田市千秋矢留町4番17号
- 収容人数  
428人

秋田市告示第242号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和3年8月12日

秋田市長 穂 積 志

- 撤去し、保管した自転車等
  - 放置されていた場所および台数
    - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4台
    - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4台
    - ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台
  - 撤去し、保管した年月日

令和3年7月2日から同月31日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号(秋田駅東自転車等駐車場内)

秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和3年8月12日から令和4年2月12日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766  
秋田市東通仲町4番3号  
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第243号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年8月13日

秋田市長 穂 積 志

- 送達を受けるべき者の住所および氏名  
別紙(省略)のとおり
- 送達すべき書類の名称  
令和3年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第244号

次の後期高齢者医療保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条の規定により準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年8月13日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙(省略)のとおり
- 送達する書類  
令和3年度後期高齢者医療保険料納入通知書

秋田市告示第245号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送

達できなかったため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年8月13日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙(省略)のとおり
- 送達する書類  
令和2年度および令和3年度国民健康保険納税通知書

秋田市告示第246号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、秋田市立千秋美術館企画展覧会の前売観覧券の販売および前売観覧券販売に係る収入金の徴収事務を次のものへ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年8月18日

秋田市長 穂 積 志

受託人の住所および氏名  
秋田市中通七丁目1番2号  
秋田ステーションビル株式会社  
代表取締役社長 井 上 浩 司

秋田市告示第247号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定を廃止したので、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

令和3年8月24日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
164	イオン薬局 秋田中央店	秋田市檜山川口境5番11号	イオンリテール株式会社 代表取締役 井出武美	令和3年 8月31日
196	イオン薬局 御所野店	秋田市御所野地藏田一丁目1番1号		
216	イオン薬局 土崎港店	秋田市土崎港南二丁目3番41号		

秋田市告示第248号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和3年8月24日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
247	イオン薬局 秋田中央店	秋田市橋山 川口境5番 11号		
248	イオン薬局 御所野店	秋田市御所 野地蔵田一 丁目1番1 号	イオン東北株式 会社 代表取締役社長 辻 雅 信	令和3年 9月1日
249	イオン薬局 土崎港店	秋田市土崎 港南二丁目 3番41号		

**秋田市告示第249号**

次の市税督促状は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該市税督促状は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年8月24日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 送達する書類  
平成30年度分市税督促状（4件）  
令和元年度分市税督促状（4件）  
令和2年度分市税督促状（442件）  
令和3年度分市税督促状（244件）

**秋田市告示第250号**

令和3年9月2日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。  
令和3年8月26日

秋田市長 穂 積 志

**教 委 告 示****秋田市教委告示第13号**

令和3年8月25日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和3年8月23日

秋田市教育委員会  
教育長 佐 藤 孝 哉

**農 委 告 示****秋田市農委告示第8号**

令和3年8月19日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和3年8月12日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件  
農用地利用集積計画（令和3年度第5号）に関する件

**上下水道局告示****秋田市上下水道局告示第13号**

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の3の規定に基づき秋田市指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

令和3年8月18日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

業者名	代表者	所在地	指定年月日
株式会社T J K	高 橋 実	秋田市中通三 丁目2番38号 805	令和3年 8月12日

**公 告****秋田市公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和3年6月22日付け秋田市指令第4279号で許可した開発行為について、次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和3年8月2日

秋田市長 穂 積 志

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
秋田市仁井田字大野335番1
- 開発許可を受けたものの住所および氏名  
秋田市河辺北野田高屋字黒沼下堤下108番地1 リトルタウンオオヤマA 206号  
伊 藤 幸 樹  
秋田市河辺北野田高屋字黒沼下堤下108番地1 リトルタウンオオヤマA 206号  
伊 藤 奈 月

**秋田市公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和3年3月2日付け秋田市指令第1804号で許可した開発行為について、次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和3年8月2日

秋田市長 穂 積 志

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
秋田市新屋前野町43番、44番および43番地先道路
- 開発許可を受けたものの住所および氏名  
秋田市八橋本町三丁目1番45号  
有限会社ユニバース  
代表取締役 岩 見 正 人

**秋田市公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和3年4月14日付け秋田市指令第3221号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づ

き、公告する。

令和3年8月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名  
岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割426番地  
株式会社薬王堂  
代表取締役 西 郷 辰 弘
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
秋田市土崎港西五丁目19番および20番1

秋田市公告

公共交通網再編に向けたビッグデータ導入作業について公募型コンペを実施するので、次のとおり公告する。

令和3年8月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 作業概要
  - (1) 作業名  
公共交通網再編に向けたビッグデータ導入作業
  - (2) 作業内容  
本作業は、令和3年3月に策定した第3次秋田市公共交通政策ビジョン（秋田市地域公共交通計画）に基づく公共交通網再編に向けて、携帯電話の位置情報等によるビッグデータを活用し、人流分析等を行うツールの導入を行うものである。
  - (3) 作業期間  
契約締結日の翌日から令和4年3月31日まで
  - (4) 作業規模  
本作業に関する費用は1,650,000円（消費税および地方消費税を含む。）以内とする。
- 2 参加資格  
本コンペに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 国および本市を含む地方公共団体から製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、公告の日から特定結果の通知の日までの期間内に受けていないこと。
  - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
  - (4) 経営者、役員又は経営に事実上参加している者が、集団的に、もしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者であると認められないこと。
- 3 手続等
  - (1) 実施要領の交付  
実施要領は、秋田市ホームページからの入手を原則とする。  
(<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/sonota-nyusatsu-keiyaku/1030791.html>)  
また、希望者には交通政策課において直接交付するが、その場合は、必ず電話で事前に連絡を行うこと（直接交付は、土曜日、日曜日および祝日を除く平日の午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時までとする。）。
  - (2) 参加表明書の提出

- ア 提出期限  
令和3年8月20日（金）必着
- イ 提出場所  
〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市都市整備部交通政策課  
電話番号 018-888-5766  
E-mail ro-urtp@city.akita.lg.jp
- ウ 提出方法  
電子メール又はファイル転送サービスにより、電子データとして送付すること。ただし、やむを得ない理由により電子データの送付が困難な場合は前述の送付先住所に郵送（配達状況が確認できる方法に限る。）すること。  
電子メール・郵送いずれによる場合でも、必ず電話にて送付した旨を伝えること。

(3) 企画提案書の提出

- ア 提出期限  
令和3年8月27日（金）必着
- イ 提出場所  
3(2)イに同じ
- ウ 提出方法  
3(2)ウに同じ

4 審査等

- (1) 企画提案書を提出した者のうちから、公共交通網再編に向けたビッグデータ導入作業に関する公募型コンペ審査委員会において企画提案書およびプレゼンテーションにより審査を行い、その結果に基づき、本作業における受注候補者を特定する。

5 その他

- (1) 提出書類等の作成、応募等に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出書類等は、返却しない。
- (3) 提出書類等は、提出者に無断で本コンペ以外に使用しない。
- (4) 提出書類等は、審査および説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) 提出書類等は、公平性、透明性および客観性を期すため、公表することがある。
- (6) 前号により公表する場合、提出書類等の写しを作成し、使用することができるものとする。
- (7) 提出書類等の受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。
- (8) 提出書類等の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和3年6月22日付け秋田市指令第4278号で許可した開発行為について、次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和3年8月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
秋田市仁井田字大野299番2および299番13
- 2 開発許可を受けたものの住所および氏名  
秋田市卸町一丁目4番14号 シャンポール菅原II 106

小笠原 健  
秋田市卸町一丁目4番14号 シャンポール菅原Ⅱ 106  
小笠原 幸 江

定による道路の指定を廃止したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定により次のとおり公告する。

令和3年8月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規

指定廃止路線一覧

番号	指定月日	指定番号	幅員 (m)	延長 (m)	指定道路の位置	指定廃止の 年月日・番号
1	令和元年 6月24日	H31-004	6.00 ～ 6.03	56.45	秋田市広面字樋ノ沖38番2、38番3、39番1、39番3および38番3地先水路	令和3年 8月18日 第1号

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和3年7月26日付け秋田市指令第4701号で許可した開発行為について、次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和3年8月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
秋田市仁井田字大野131番4
- 2 開発許可を受けたものの住所および氏名  
秋田市茨島四丁目5番31号  
佐々木 剛

（秋田市仁別字マントラメ227番地1）

- (3) 履行期間  
契約締結日から令和3年12月28日（火）までとする。
- (4) 入札参加要件
  - ア 本委託を遂行するための有資格者（一級建築士、二級建築士又は建築設備等検査員で建築設備検査員および防火設備検査員）を雇用し、検査員等として配置できる者であること。
  - イ 秋田市内に本社、本店又は営業所等を有する者であること。
  - ウ 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と建築基準法第12条に基づく定期点検業務委託契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。
  - エ 市税に滞納がある者ではないこと。
  - オ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。
  - カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
  - キ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和3年度第5号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和3年8月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類  
農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間  
午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧場所  
秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階  
秋田市産業振興部農業農村振興課

2 入札に関する事項

- (1) 日時  
令和3年9月24日（金）午前10時30分
- (2) 場所  
秋田市太平山自然学習センター 会議室  
（秋田市仁別字マントラメ227番地1）
- (3) 入札保証金および契約保証金  
免除
- (4) 契約日  
落札が決定した日から令和3年9月30日（木）まで
- (5) 注意事項
  - ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
  - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もつ

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

令和3年8月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 入札に付する事項
  - (1) 業務委託名（業務内容については仕様書（省略）参照）  
秋田市太平山自然学習センター建築物等定期点検業務委託
  - (2) 履行場所  
秋田市太平山自然学習センター

た契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。最低制限価格より低い入札をした者については落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できるものとする。

オ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

なお、くじ引きは辞退できないものとする。

カ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。

なお、入札書には代理人の印を押印すること。

### 3 入札参加申込みに関する事項

#### (1) 受付期間

令和3年8月30日(月)から同年9月9日(木)までとする。

#### (2) 受付時間

午前9時から午後5時までとする。

#### (3) 受付場所

秋田市太平山自然学習センター 事務室  
(秋田市仁別字マンタラメ227番地1)

#### (4) 提出書類

ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))

イ 配置資格者確認書(様式2(省略))

ウ 業務受注状況調(様式3(省略))

提出日現在までの業務受注状況がわかるもの(契約書等の写しを添付すること。)

エ 誓約・同意書(様式4(省略))

オ 納税証明書(各証明書類は直近のもの。写し可)

(ア) 秋田市に納めた法人市民税(個人事業主は個人市民税)

(イ) 秋田市に納めた固定資産税

カ 登記簿謄本(「履歴事項全部証明書」秋田地方法務局で発行。個人事業主は住民票。写し可)

※ 申込日から3か月以内に発行されたもの

#### (5) その他

ア 申込書等は、秋田市太平山自然学習センターへ持参によるもののみ受け付ける。

イ 関係書類等は、秋田市太平山自然学習センター又は同ホームページから入手のこと。

### 4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知を送付する。

(2) 資格審査の結果等により、指名されない場合がある。その者にはその旨を通知する。

(3) 上記(1)および(2)の通知については、令和3年9月17日(金)までに電子メール等により送付する。

### 5 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター(電話 827-2171)

(4) 仕様書・設計書等の内容に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター(電話 827-2171)

### 秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

令和3年8月30日

秋田市長 穂 積 志

#### 1 入札に付する事項

(1) 件名(内容については仕様書・設計書(省略)参照)

秋田市太平山自然学習センター炊事棟トイレ洋式化修繕

(2) 履行場所

秋田市太平山自然学習センター

(秋田市仁別字マンタラメ227番地1)

(3) 履行期間

契約日の翌日から令和3年11月30日(火)までとする。

(4) 入札参加要件

ア 秋田市の指定給水装置工事事業者として登録されていること。

イ 秋田市内に本社、支店又は営業所等を有する者であること。

ウ 過去2年間に市、国(特殊法人等を含む。)又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

エ 市税に滞納がある者ではないこと。

オ 秋田市暴力団排除条例(平成24年秋田市条例第10号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。

カ 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4の規定に該当する者ではないこと。

キ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

#### 2 入札に関する事項

(1) 日時

令和3年9月24日(金)午前11時

(2) 場所

秋田市太平山自然学習センター 会議室

(秋田市仁別字マンタラメ227番地1)

(3) 入札保証金および契約保証金

免除

(4) 契約日

落札が決定した日から令和3年9月30日(木)まで

(5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に



限り行う。

エ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

なお、くじ引きは辞退できないものとする。

オ 代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、入札時に委任状を提出すること。

なお、入札書には代理人の印を押すこと。

### 3 入札参加申込みに関する事項

#### (1) 受付期間

令和3年8月30日（月）から同年9月9日（木）までとする。

#### (2) 受付時間

午前9時から午後5時までとする。

#### (3) 受付場所

秋田市太平山自然学習センター 事務室  
（秋田市仁別字マンタラメ227番地1）

#### (4) 提出書類

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ 契約実績調書（様式2（省略））

提出日現在までの契約状況がわかるもの（契約書等の写しを添付すること。）

ウ 誓約・同意書（様式3（省略））

エ 納税証明書（各証明書類は直近のもの。写し可）

（ア）秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は個人市民税）

（イ）秋田市に納めた固定資産税

オ 登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」秋田地方方法務局で発行。個人事業主は住民票。写し可）

※ 申込日から3か月以内に発行されたもの

#### (5) その他

ア 申込書等は、秋田市太平山自然学習センターへ持参によるもののみ受け付ける。

イ 関係書類等は、秋田市太平山自然学習センター又は同ホームページから入手のこと。

### 4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知を送付する。

(2) 資格審査の結果等により、指名されない場合がある。その者にはその旨を通知する。

(3) 上記(1)および(2)の通知については、令和3年9月17日（金）までに電子メール等により送付する。

### 5 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター（電話 827-2171）

(4) 仕様書・設計書等の内容に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター（電話 827-2171）

